

# 平野充好・山田耕造両教授の退職記念号に寄せて

法学部長

福 井 厚

昨年度の立石二六教授の定年退職に続いて、今年度（平成 27 年度）は平野充好・山田耕造両先生が定年退職されることになりました。両先生とも、本学部の創設作業に携わるとともに、開設時から 5 年間にわたって本学部における教育・研究に従事されてこられただけに、誠に残念でなりません。平野充好先生の御専門は商法、山田耕造先生の御専門は労働法及び社会保障法ということで、いずれの分野も門外漢の私にとっては両先生の研究面について云々することはかないませんので、茲では主として両先生の教育面での貢献について一言させて頂き、責めを塞ぎたいと思います。

平野充好先生は、中央大学法学部・法学研究科を経て山口大学経済学部及び九州国際大学法学部教授を務められた後、2013 年 4 月 1 日に本学部の開設と同時に専任教授として着任され、担当科目は商法を主たる分野とし、消費生活と法や法学入門その他演習科目でした。また、初代の立石学部長が任期途中で体調を崩され、学部長職を辞された後は、2015 年 3 月末まで学部長を務められるとともに、法学研究科の今年度開設にも御尽力されました。そのような要職を務められた期間を含めて、本学部開設時から担当しておられた初年次教育の中心科目である法学入門（一年次前期必修）を 5 年間にわたって担当されたことは、特筆に値することとすべきでしょう。定年を真近かに控えた長老教授が法学入門を担当することは、日本の法学部のカリキュラムでは必ずしも珍しいことではありません（例えば、東京大学法学部や京都大学法学部など）が、しかし、それを 5 年間にわたって、しかも定年になるまで平野先生に担当して頂けたことには、法学部教員一同感謝の言葉

もありません。

山田耕造先生は、同志社大学法学部・法学研究科を経て香川大学法学部及び京都府立大学福祉社会学部教授を務められた後、2006年4月1日以降本学の家政学部教授として在籍しておられましたが、2014年4月1日付で労働法及び社会保障法担当の専任教授として法学部に移籍され、今日に至っています。本学が日本の女子大学初の法学部を創設するに当たって、労働法及び社会保障法が御専門の山田先生が既に家政学部に在籍されておられて、先生の御協力を仰ぐことが出来たことは、まことに幸運なことであったというべきでしょう。一期生の卒業後の進路を概観することからも判明するように、本学部の卒業生の多くは労働の対価として賃金を受け取る生活に入るのであり、学生時代に労働法を学ぶ重要性はいくら強調しても強調し過ぎることはありません。昨今、ブラック企業やブラックバイトの横行が広く喧伝されているだけに、なおさらです。また、日本社会が世界でも稀な少子高齢化の時代を迎えつつある中で格差と貧困の問題が深刻の度を増しつつある今日、学生時代にわが国の社会保障の基本的な法制を理解しておくことも必要不可欠なことと言わなければなりません。学生諸君が実社会に出たら誰でも直ちに直面するこれらの分野の教育を山田先生に担当して頂けたことは、本学部の学生にとって誠に幸運なことでした。

以上、両先生の5年間にわたる御苦勞を多とすると同時に、末筆ながら、両先生の今後の御健勝と御多幸を祈念申し上げる次第です。